

カスタマーハラスメント等 に対する対応強化について

労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されたことに伴い、島本町では、職員および住民の皆さまが安心して行政サービスをご利用いただける環境を守るため、カスタマーハラスメント、不当要求及び行政対象暴力に係る対策を強化します。その一環として、**警察OBの安全管理専門員**が次の業務を行います。

- ・ 窓口対応および打合せにおいて、大声や威圧的な発言があった場合に同席することがあります。
- ・ 暴力行為や不当要求等が発生した際に警察及び顧問弁護士との連携を行います。

安心で公正な行政運営を実現するため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。